

令和5年度世界に届け「滋賀の幸」海外PR事業・
台湾PR委託に係る質問に対する回答

令和5年4月14日
みらいの農業振興課
食のブランド推進室

(質問1)

仕様書の4の(2)のAの【委託内容】で、「台湾バイヤーを招へいするために必要な手続き」と記載がありますが、

台湾バイヤーの招へいも委託内容に含まれるでしょうか。

また、バイヤー招へい人数の目安はありますか。

(回答1)

候補となる台湾バイヤー招へいについても委託内容に含まれます。

また、候補となる台湾バイヤーは、2～3社(1社あたり2名以内)程度を想定していますが、具体的な内容はご提案に基づき、県と協議して決定したいと存じます。

(質問2)

台湾バイヤーとは、台湾現地のバイヤーのみを指すのでしょうか。

台湾へ輸出をしている日本企業のバイヤーは対象外でしょうか。

(回答2)

現地高級食料品店・高級百貨店等で台湾フェアの開催を想定しているため、招へい・商談会等の対象には、台湾現地のバイヤー1社以上の参加を想定しています。

なお、台湾へ輸出している(台湾現地のバイヤーと継続的な取引実績がある)日本企業のバイヤーについても商談会等の対象としますが、具体的な内容はご提案に基づき、県と協議して決定したいと存じます。

(質問3)

商談会等開催に際し、渡航できないバイヤーとの商談機会創出のため、リアルとオンラインのハイブリッドでの開催は可能でしょうか。

(オンラインの場合、サンプルを事前に台湾へ送付し、当日Zoom等で現地と繋ぎ商談を実施。)

(回答3)

台湾バイヤーが、滋賀食材の良さを深く理解できる商談会等を想定しているため、可能な限りリアルでの開催を求めます。

しかし、日本に渡航できない場合は、ハイブリッドでの開催も認めます。具体的な内容・方法については、ご提案に基づき、県と協議して決定したいと存じます。